

国地契第30号
国官技第183号
国北予第20号
平成23年9月14日

各地方整備局 総務部長
 企画部長
北海道開発局 事業振興部長 あて

大臣官房
 地方課長
 技術調査課長
北海道局
 予算課長

総価契約単価合意方式の実施について

工事請負契約における受発注者間の双務性の向上の観点から、平成22年4月1日より「総価契約単価合意方式」を導入しているところであるが、1年間の運用を踏まえ、請負代金内訳書の作成日数の確保を図る等、単価合意の手続を改善することとし、総価契約単価合意方式に係る実施要領を別添のとおり定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

ユニットプライス型積算方式による場合については、別途定めるところによる。

なお、「総価契約単価合意方式の実施について」（平成22年3月9日付け国地契第28号、国官技第261号）は、平成23年9月30日をもって廃止する。ただし、平成23年9月30日までに入札手続を開始した工事については、なお従前の例による。

附 則

この通知は、平成23年10月1日以降に入札手続を開始する工事から適用する。